

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会入会規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第2号

制定：平成24年3月18日

改正：平成25年12月7日

(総則)

第1条 この法人（以下「本法人」と略す。）の定款第3章に規定する会員の取り扱いについて必要な事項はこの入会規則に定める。

(入会受付)

第2条 正会員、学生会員および賛助会員の入会は随時受け付けるものとする。

2 名誉会員の承認手続きについては、別に定める。

(入会手続き)

第3条 正会員ならびに学生会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本法人事務所に提出するか、または、本法人のウェブサイトより入会のページに所定の事項を記入しオンライン登録し、当該年度の会費を本法人指定の口座に振り込まなければならない。

2 個人で賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第2号）に、法人で賛助会員になろうとする者は入会申込書（様式第3号）に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本法人事務所に提出するか、または、本法人のウェブサイトより入会のページに所定の事項を記入しオンライン登録し、当該年度の会費を本法人指定の口座に振り込まなければならない。

(記入事項)

第4条 正会員および学生会員の入会の申し込みに当たって必要な記入事項は次のとおりとする。

氏名、生年月日、性別、正会員・学生会員の別、所属機関の名称、連絡先の選択、連絡先の住所、連絡先の電話番号、連絡先のFAX番号、連絡先のE-mailアドレス

2 賛助会員の入会の申し込みに当たって必要な記入事項は次のとおりとする。

個人：氏名、生年月日、性別、申し込み口数、所属機関の名称、連絡先の選択、連絡先の住所、連絡先の電話番号、連絡先のFAX番号、連絡先のE-mailアドレス

法人：法人名、申し込み口数、担当部署名、担当者氏名、法人住所、担当部署の連絡先、担当部署のFAX番号、担当者のE-mailアドレス

(入会手続きの完了)

第5条 本法人事務所は、新規入会希望者からの年会費の入金を確認したうえで、その者に会員番号を付与し、会員名簿に記載する。同時に入会手続きが完了した旨の通知を行うものとする。

2 入会日は年会費を入金した日とする。

(学生会員から正会員への変更)

第6条 学生会員が正会員になろうとするときは、本法人事務所に連絡し、所定の手続きをとるものとする。

(会員情報の保護)

第7条 入会に際して得られた会員情報は、会員名簿の作成を含む本法人の活動以外の目的に使用してはならない。

(附則)

第8条 この規則は、平成24年3月18日から施行する。

第9条 この規則は、平成25年12月7日から施行する。